

(案)

契 約 書

広島県を発注者とし、〇〇〇〇を受注者として、発注者と受注者は、大型複合機（以下「複合機」という。）の使用及び保守（土木建築局）について、次のとおり賃貸借契約を締結した。

(目的)

第1条 受注者は、その所有する複合機を発注者の使用に供し、複合機を賃貸及び常時適切かつ正常な状態で稼動できるよう保守を行うことを約し、発注者は、これに対し料金を支払うことを約した。

(賃貸借の期間)

第2条 契約期間は、令和8年3月1日から令和13年2月28日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、令和8年度以降において、発注者の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、発注者は契約を解除することができるものとする。

(設置場所等)

第3条 複合機の数量、規格及び設置場所は次のとおりとする。

品名	〇〇〇〇〇〇
規格	
数量	別紙仕様書のとおり
設置場所	

(賃借料)

第4条 本契約の月額賃借料は次のとおりとする。

月額賃借料 〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む）

(賃借料の支払)

第5条 受注者は、1か月ごとにその期間満了後の賃借料を発注者に請求するものとし、発注者は、受注者から適法な請求書を受領した日から30日以内に賃借料を支払うものとする。

2 発注者は、前項の支払期限までに受注者に賃借料を支払わないときは、発注者は、受注者に支払期限到来の日の翌日から支払をするまでの遅延日数1日に応じて、未払の賃借料につき年2.5パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で算定した額の遅延利息を支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 発注者は、受注者に対して契約保証金の納付を免除する。

(保険)

第7条 受注者は、複合機の賃貸借期間中、必要な保険料を負担するものとする。

(損害賠償)

第8条 発注者又は受注者は、自己の責めに帰すべき理由により、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(複合機の保守)

第9条 受注者は、複合機を常に良好な状態で使用できるようその保守を行わなければならない。

2 受注者は、前項の保守を行うため、点検、修理等の状況を把握する技術員（保守総括者）を1名選任し、契約締結後、速やかにその者の氏名等を設置機関に報告しなければならない。なお、変更が生じた場合も同様とする。

- 3 受注者は、複合機が故障した場合は、発注者の請求により、翌営業日までに技術員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 4 受注者は、速やかに正常な状態に回復できず、設置機関の業務に支障をきたす場合は、遅滞なく代替機を納入しなければならない。ただし、設置機関の指示により修理を遅らせることがある。
- 5 受注者は、複合機1台ごとの点検、修理等の履歴を常に把握し、設置機関からの指示があつた場合は、すべての情報を速やかに報告しなければならない。
- 6 受注者は、複合機の機能について、設置機関に適切な指導を行わなければならぬ。

(料金以外の保守費用)

第10条 受注者は次の各号の原因により複合機が故障又は損傷した場合には、第4条の料金とは別に複合機の保守に要する費用を発注者に請求することができる。

- (1) 受注者の技術員以外の者による改造、修理、分解及び加工
- (2) 受注者の技術員の立ち会いを得ずしてなされた設置場所の変更
- (3) 受注者所定以外の部品又は消耗品の使用
- (4) 故意又は重大な過失など発注者の責めに帰すべき事由

(設置及び撤去)

第11条 受注者は、設置者として決定後、設置機関担当者と搬入日時等について協議しなければならない。

- 2 受注者は、前設置者と入替時期を調整するなど、複合機がない期間が生じないようにしなければならない。

- 3 受注者は、本契約の満了又は解除により複合機を搬出する場合は、それらに要する費用を負担する。

(設置場所の変更)

第12条 発注者が第3条に規定する設置場所を変更する場合は、あらかじめ受注者に通知する。この場合、複合機等の移動は受注者が実施する。

(権利義務の譲渡などの禁止)

第13条 受注者は、第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。

(秘密の保持)

第14条 受注者は、この契約の履行に当たって知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第15条 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を直ちに解除することができる。

- (1) 受注者が、この契約に違反したとき。
 - (2) 受注者が、賃貸借期間内に複合機の賃貸ができないと認められるとき。
 - (3) 契約の履行につき、受注者に不正の行為があったとき。
 - (4) 受注者が、正当な理由がないのに発注者の指示に従わないとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、賃貸借期間に係る賃借料合計額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の規定による契約の解除に伴い、損害を被ったときは、受注者に対して損害賠償金の支払を請求することができる。

第16条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁

止法」という。) 第49条に規定する排除措置命令(以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下この号及び次項において単に「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、同条第2項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
- 2 発注者は、排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第17条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第18条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(複合機の返還)

第19条 発注者は、賃貸借期間が満了したとき又は第2条第2項若しくは第15条から第17条までの規定によりこの契約が解除された場合は、発注者は複合機を速やかに受注者に返還するものとする。こ

の場合において、当該返還に要する費用は、受注者の負担とする。

(権利義務の譲渡などの禁止)

第20条 受注者は、第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、発注者の承諾がある場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(実地調査など)

第22条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から5年間は、同様とする。

(疑義の解決)

第23条 この契約に定める事項について疑義を生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するために、契約書2通を作成し、発注者と受注者が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

発注者 住所 広島市中区基町10番52号

氏名 広島県

代表者 広島県知事 横田 美香

受注者 住所

氏名